

総務部

議案第 89 号 令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、総務部の所管する部分について

議案第 89 号 令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、総務部の所管する部分につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料、令和 8 年 9 月大津市予算関係議案第 1 次補正の 12 ページをお開き願います。

2 の歳入のうち、款 20 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、今回の補正予算の編成において必要となった一般財源 106,883 千円について、財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

14 ページをお願いします。

款 23 市債、項 1 市債、目 1 総務債につきましては、歴史文化遺産である坂本城跡の保存等に要する経費の財源として、6,700 千円増額するものであります。

目 2 民生債につきましては、令和 8 年度当初予算で措置しておりました朝日が丘保育園屋上防水改修経費について、工事内容に変更が生じたことにより、16,400 千円を減額するものであります。

目 8 教育債につきましては、法令点検結果等を踏まえた消防・防火設備改修等の財源として、4,200 千円増額するものであります。

以上をもちまして、議案第 89 号、令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、総務部の所管する部分につきましての説明とさせていただきます。